

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例（平成12年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「23,625円」を「18,900円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「33,075円」を「25,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「45,675円」を「44,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の藤枝市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。